

別紙

諮問第1563号、第1564号、第1565号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる本件開示請求1、2及び3について、いずれもその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

諮問第1563号、第1564号及び第1565号に係る各審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる本件開示請求1、2及び3（以下「本件各開示請求」という。）に対し、警視総監がそれぞれ令和2年10月27日付けで行った別表に掲げる本件非開示決定1、2及び3（以下併せて「本件各非開示決定」という。）について、それぞれその処分を取り消し、対象公文書の全部を開示するよう求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件各開示請求に対して、別表に掲げるとおり、いずれも請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例7条4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する本件各非開示決定を行ったものである。

実施機関は、これら本件各非開示決定について、適正かつ妥当なものであると説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求は、いずれも令和3年6月29日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年2月14日に実施機関から本件各審査請求に対するそれぞれの理

由説明書を、同年3月25日に審査請求人から各理由説明書に対する1通の意見書を收受し、同年2月21日（第198回第三部会）及び同年4月20日（第199回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

本件各審査請求は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各非開示決定の妥当性について

（ア）審査請求人の主張

- a 電磁波照射によって攻撃する武器とその被害の社会における強い存在可能性と、都内で電磁波照射を訴える人々の存在がある。これらの事実を踏まえたとき、実施機関が本件の処分の根拠とする条例7条4号「本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する捜査情報、警察の情報収集活動の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる」という条文に示された内容より、不開示決定により本件請求者を含む東京全都民がこれらの文書の存否とその内容を確認できないことの方が、電磁波照射等の方法により都民に対する攻撃を企図するものによる不法行為を極めて容易にし、犯罪の予防を不可能にし、公共安全と秩序の破壊を助長する可能性があるため不開示理由として成立しない。したがって、処分を取り消し、速やかに文書を開示すべきである。

- b 請求人が行った開示請求対象の行政文書の内容は、実施機関の担当官と電話による相談で補正を行い決定したものであり、捜査情報は開示できないため個

別の捜査情報は含まないことを確認している。〇〇部、〇〇部等の部署名も、部署を指定しない限り文書を探すことができないという実施機関の要請から指定されたものにすぎず、請求者が求めているのは、電磁波を照射する武器と電磁波照射を受けていると訴える都民たちがいることを前提に、電磁波照射による武器やそれを用いた犯罪に関して実施機関が保有している情報、及び、それらの被害の訴えを実施機関が組織としてどのようにとらえているのかということの確認に資する文書であり、例えばそれらについて会議で討議した議事録や、調査した際に作成された文書も含む幅広い内容を含むことを伝え、その上で担当官と調整して補正した請求を行った。

c 請求対象として想定される様々な文書の全てが、「犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは到底考えられず、よく内容を精査して実施機関の任務遂行に支障のない範囲でその一部を開示することは十分に可能と考えられる。

d 電磁波照射による武器の存在とそのような武器が使用されている可能性が高いという社会の現実がある。一方で、都民の殆ど全てが誰も、例えば警察署や駐在所の警察官や、本件の審査委員の方々、あるいは警視庁の運営に責任を持つ東京都公安委員会の委員の方々も含めて、電磁波照射によって攻撃する武器がこの社会に在するか否かについてすら知識を持たず、本件開示請求のように警察にそれらの武器や武器を使用した攻撃に関してどのように把握しているか確かめようと文書開示を求めても知ることができないのである。

では、米国各紙で現在報道されているように、電磁波照射等による指向性エネルギー兵器で都民が実際に攻撃されたとしたら、都民はどのようにして身を守ることができるのか。何も知らないし知ることができないのだから身を守ることが不可能である。都民が自分自身で身を守れないだけでなく、そのような知識を与えられていない警察官も都民を守ることはできない。その状態こそが「犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」のは明白であ

り、本請求を審査される委員の方々は、論理的に、科学的に、この単純な点を考えて頂きたい。

(イ) 実施機関における統計資料の公表について

実施機関では、毎年、警視庁管内の実態、110番と緊急配備、交通事故、交通取締、運転免許、交通安全施設、刑法犯、特別法犯、暴力団、少年、鑑識、保護、広報及び相談、留置管理、拾得物、その他の16項目に区分して編集した統計資料をホームページ等において公表している。

これら統計資料のうち、「刑法犯の検挙件数（特定罪種別及び犯罪供用物別）」と題する統計表では、殺人、傷害、暴行罪等の特定罪種に係る犯罪供用物が、銃砲、刀剣類・刃物類、模造、毒劇物（薬）、危険物、その他等の別に分類されている。

(ウ) 実施機関の説明

本件各開示請求に係る公文書の存否を答えた場合、電磁波及び超音波（以下「電磁波等」という。）を照射する武器といった特殊な犯罪供用物及びそれを使用した犯罪行為について、本件開示請求1では、実施機関の捜査情報の現段階での把握・分析・対策状況、着眼点、関心事項等が、本件開示請求2では、実施機関が現段階でどの程度の捜査情報を把握しているのか、捜査の着眼点、関心事項等が、及び本件開示請求3では、実施機関の捜査情報の現段階での把握状況、捜査対象団体又は対象者の把握状況、着眼点、関心事項等が、それぞれ明らかとなる。

さらに、条例5条において、何人に対しても等しく開示請求権が認められていることから、本件各開示請求に係る公文書の存否を答えた場合、テロ等の犯罪を企図する者等により、捜査情報の把握状況、着眼点、関心事項等について調査・研究・分析を進めることが容易となる。

なお、刃物等を用いた犯罪行為等、一般的な犯罪供用物による犯行については、その件数を公表しているものの、電磁波等の特殊な犯罪供用物に係る犯罪については、公表していない。

(エ) 審査会の判断

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

また、同号の趣旨について、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号）7条4号関係第1、3では、「本号は、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがある情報や、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を非開示とするものである。」と定めている。

そこで、審査会が本件各開示請求の内容を確認したところ、いずれも電磁波等の犯罪供用物を使用した犯罪に関して、実施機関が分析、対策又は把握をしている内容の公文書の開示を求めているものであると認められた。

情報公開制度が何人に対しても等しく開示請求権を認めていることを踏まえると、本件各開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、実施機関において把握する捜査情報、関心事項、着眼点等が明らかとなり、その結果、テロ等の犯罪を企図する者等によって、その犯罪の潜在化・巧妙化が行われるおそれが認められ、さらに、実施機関からの発見を免れるような対抗措置や捜査妨害をすることも可能となり、実施機関の着眼点等に触れないような形で、不法行為が容易に行われてしまうとする実施機関の説明は首肯することができる。

したがって、本件各開示請求に係る公文書の存否に関する情報は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められるため、条例7条4号に該当する。

なお、審査会が、上記（イ）に示す「刑法犯の検挙件数（特定罪種別及び犯罪供用物別）」を確認したところ、同表に記載された犯罪供用物については、銃砲、刀剣類・刃物類、模造、毒劇物（薬）、危険物、その他等の別に分類され、それぞれを更に詳細に区分して記載していることが確認できたが、これらの区分の中には、実施機関が説明するとおり、電磁波等の犯罪供用物に関する記載は見当たらなかった。

以上のことから、本件各開示請求について、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例7条4号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条の規定により本件各開示請求をそれぞれ拒否した実施機関の本件各非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表 開示請求、決定及び非開示理由

項番	諮問番号	開示請求	決定	非開示理由
1	1563	電磁波や超音波を照射されて攻撃を受けていると訴え、相談を受け、警視庁〇〇部、〇〇部、〇〇部がその犯罪を分析したり、対策会議をした際の資料 (以下「本件開示請求1」という。)	非開示決定 (存否応答拒否) (以下「本件非開示決定1」という。)	本件開示請求は、当庁の特定部署における特定の犯罪の分析及び対策の有無について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。 <条例7条4号該当性> 本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において特定の形態による犯罪行為の分析の有無及び対策の有無について明らかとなり、その結果、捜査方針、捜査対象、関心事項、捜査の着眼点及び捜査手法等に関する情報が明らかとなり、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
2	1564	警視庁〇〇部において保有する電磁波を人体に照射して攻撃する武器を	非開示決定 (存否応答拒否)	本件開示請求は、当庁の特定部署において把握している犯罪情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例

		<p>使用した犯罪の発生の有無が分かる文書</p> <p>(以下「本件開示請求2」という。)</p>	<p>(以下「本件非開示決定2」という。)</p>	<p>10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。</p> <p><条例7条4号></p> <p>本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する犯罪情報、警察の情報収集活動等の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
3	1565	<p>警視庁〇〇部において保有する電磁波を人体に照射して攻撃する武器を所持している団体若しくは個人を把握しているか否かが分かる文書</p> <p>(以下「本件開示請求3」という。)</p>	<p>非開示決定 (存否応答拒否)</p> <p>(以下「本件非開示決定3」という。)</p>	<p>本件開示請求は、当庁の特定部署において把握している捜査情報について開示を求めるものであり、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条4号に規定する犯罪の予防・捜査等情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否します。</p> <p><条例7条4号></p> <p>本件開示請求に係る公文書の存否を答えることで、当庁の特定部署において把握する捜査情報、警察の情報収集活動等の実態が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者等による不法行為を容易にし、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>